

## 大垣市個人情報保護法施行条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (開示請求に係る手数料等)

第2条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第60条第1項の保有個人情報の開示を請求し、当該保有個人情報の写しの交付その他の方法による開示を受ける者は、当該写しの交付その他の方法による開示に要する費用を負担するものとする。

3 前項の写しの交付その他の方法による開示に要する費用は、市長が別に定める。

### (開示請求書の記載事項)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、市の機関(議会を除く。以下同じ。)が定める事項を記載するものとする。

### (開示決定等の期限)

第4条 法第83条第1項の開示決定等は、法第77条第1項の開示請求書の提出があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

### (開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、市の機関は前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(法第129条の規定に基づく諮問)

第6条 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、大垣市個人情報保護審査会設置条例(令和4年条例第23号)に規定する大垣市個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(大垣市個人情報保護条例の廃止)

第2条 大垣市個人情報保護条例(平成16年条例第27号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(大垣市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第9条又は第10条第3項の規定によるその職務又は業務に関して知り得た旧条例第2条第3号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
  - (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いを含む業務の委託(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により市が設置する公の施設の管理を行わせること及び公営住宅法(昭和26年法律第193号)第47条第1項の規定により市が設置する公営住宅又は共同施設の管理を行わせることを含む。)を受けた当該業務に従事していた者
- 2 施行日前に旧条例第16条、第25条又は第30条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条

第5号アに規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

第5条 施行日前に旧条例第35条の2第1項に規定する大垣市個人情報保護審査会に対し同項の規定による諮問があった場合で、施行日において旧条例第36条第2項の答申がされていないときは、当該諮問は、大垣市個人情報保護審査会設置条例(令和4年条例第23号)に規定する大垣市個人情報保護審査会に対してされたものとみなす。

(大垣市情報公開条例の一部改正)

第6条 大垣市情報公開条例(平成10年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、写真及びフィルム並びに」を「及び」に改める。

第6条各号を次のように改める。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより公開することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
  - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
  - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等(国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人をいう。以下同じ。)相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

第12条第2項中「交付」の次に「その他の方法による公開」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項の写しの交付その他の方法による公開に要する費用は、市長が別に定める。

(大垣市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 施行日前に前条の規定による改正前の大垣市情報公開条例(以下「旧公開条例」という。)第8条の規定による請求がされた場合における旧公開条例第6条の適用については、なお従前の例による。

(大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第8条 大垣市各種委員等報酬及び費用弁償支給条例(昭和31年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号から第67号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第1項中「第66号まで」を「第65号まで」に改め、同条第2項中「第1条第67号」を「第1条第66号」に改める。

別表中「個人情報保護審議会委員」を削る。